

## ○成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

### ウ）裁判手続等の IT 化の推進

- ・ 司法府による自律的判断を尊重しつつ、以下の取組を行う。
- － オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達、手数料等の電子納付、双方不出頭の非対面での期日等を実現するため、2022 年中の民事訴訟法等の改正に取り組む。
- － 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめに基づき、IT に関する状況を踏まえ、国民の司法アクセスの確保に配慮しつつ、訴状等の書面のオンライン提出への一本化を司法府の取組を含め段階的に実現する。その過程において、弁護士・司法書士等の士業者に限りオンライン提出を義務付けることを検討する。本人訴訟に関して、日本司法支援センターによる書面の電子化等の IT 支援や法的助言も含めた支援の内容を 2020 年度から検討する。また、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会等が行う取組の検討も期待する。さらに、優遇措置（書面を提出した際の電子化手数料徴収を含む）等のオンライン申立ての利用促進策を検討する。
- － 司法府には、(a) 現行民事訴訟法の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用について、2020 年度中の全国の地裁本庁での開始、2021 年度から地裁支部での順次開始、これら状況を見ながら高裁等での順次拡大の検討、(b) 2022 年中の民事訴訟法等の改正を前提に、1) 早ければ 2022 年度中に、非対面での争点整理手続の運用拡大、非対面での和解期日等の運用開始、2) 早ければ 2023 年度からの非対面での口頭弁論期日の運用開始、(c) 現行民事訴訟法の下での準備書面等の電子提出の運用について、2021 年度中に一部の庁での速やかな運用開始を目指すとともにその後に電子提出の利用の普及促進、(d) 民事訴訟法等の改正を前提としたオンライン申立ての本格実施に関しては、法制審議会の調査審議と並行してシステム開発に向けた検討や規則改正のための検討を実施した上で、IT 化の全体計画の策定のための取組を進め、2025 年度中に当事者等による電子提出等の本格的な利用を可能とすることを目指し、一部について先行した運用開始の検討、(e) 本人訴訟への裁判所での IT 支援の検討、利用者目線で使いやすい事件管理システムの構築、(f) 計画的かつ適正迅速な裁判を実現するための運用改善の検討等を期待し、行政府は必要な措置を講ずる。
- － 審理期間の上限設定を含む特別な訴訟手続の創設の当否を検討する。法制審議会における民事訴訟手続の IT 化の検討も踏まえつつ、2020 年度中に家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等の IT 化のスケジュールを検討する。
- － 民事判決データのオープン化・ビックデータ化に向けて、プライバシーや営業秘密への配慮やデータの構造化・標準化に向けた方策などを含めて、民事判決データの適切な利活用に向けた検討を進め、2020 年度中を目途に、今後の道筋を得る。
- － 刑事手続において可能な分野における効率化、非対面・遠隔化等を目指すべく、2020 年度中に、令状請求・発付を始めとする書類のオンライン受交付、刑事書類の電子データ化、オンラインを活用した公判など、捜査・公判の IT 化方策の検討を開始する。